



## 火薬庫等の設置に係る手続きについて

### 1 火薬庫設置許可

火薬庫の貯蔵は原則として、火薬庫においてしなければなりません。

火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、都道府県知事の許可が必要です。

以下の書類が必要です。(変更許可の場合は(1)、(2)、(9) (※変更に伴って必要な場合)) が必要です。(提出部数：3部)

(2)は、変更前と変更後の火薬庫の構造及び設備がわかる書類が必要です。

(1) 火薬庫設置等許可申請書 (規則様式)

(2) 工事設計明細書

火薬庫工事設計明細書 (1級火薬庫)

火薬庫工事設計明細書 (2級火薬庫)

火薬庫工事設計明細書 (3級火薬庫)

(3) 土地登記簿謄本及び地籍図

(4) 土地使用承諾書 (当該土地が申請人以外の所有である場合)

(5) 定款の写し

(6) 登記簿謄本

(7) 火薬類取扱保安責任者選任予定書又は火薬類取扱保安責任者届

火薬類取扱保安責任者選任予定書

火薬類取扱保安責任者等選任届 (県細則様式)

(8) 保安手帳の写し

(9) 建築確認通知書の写し、若しくは消防機関の同意書

### 2 軽微変更届

以下の工事を行う場合は、軽微変更届の提出が必要です。

・火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事

・火薬庫の屋根の外側、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

・火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

以下の書類が必要です。(提出部数：2部)

(1) 火薬庫軽微変更届 (規則様式)

(2) 変更の概要を記載した書面

(3) 構造図等

### **3 貯蔵火薬類等変更届**

火薬庫設置等許可申請書の記載事項（火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。）に変更があったとき又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があった場合は届出が必要です。

以下の書類が必要です。（提出部数：2部）

(1)貯蔵火薬類等変更届（県細則様式）

(2)変更の概要を記載した書面

貯蔵火薬類の変更の場合：火薬庫付近見取図（保安物件との距離を記入）、  
変更後の火薬類積載図

### **4 火薬庫設置許可等申請書等記載事項変更報告書**

火薬庫設置等許可申請書の記載事項（貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。）又は火薬庫工事設計明細書の記載事項（火薬庫の位置、構造及び設備を除く。）について変更があった場合は届出が必要です。

以下の書類が必要です。（提出部数：2部）

(1)火薬庫設置許可等申請書等記載事項等変更報告書

(2)変更の概要を記載した書面

法人の名称の変更の場合：登記簿謄本

### **5 火薬庫承継届**

火薬庫の譲渡又は引渡があったときは、譲受人又は引渡を受け地位を承継した方は届出が必要です。

以下の書類が必要です。（提出部数：3部）

(1)火薬庫承継届（規則様式）

(2)承継前の所有者又は占有者の火薬庫譲渡証又は承継に係る契約書の写し

(3)定款の写し

(4)登記簿謄本

### **6 火薬庫外貯蔵指示願**

規則第15条の表に規定する指示を受けようとする方は、指示願が必要です。

以下の書類が必要です。（提出部数：2部）

(1)火薬庫外貯蔵場所指示願（県細則様式）

(2)構造図

(3)位置及び付近の状況図（半径100m以内）

(4)火薬類の収納図

(5)土地使用承諾書（当該土地が申請人以外の所有である場合）

## 7 火薬庫外貯蔵場所変更届

火薬庫外貯蔵場所の指示を受けた者は貯蔵火薬類の変更した場合などは届出が必要です。

以下の書類が必要です。(提出部数：2部)

(1)貯蔵火薬類等変更届(県細則様式)

(2)変更を概要を証する書面

## 8 火薬庫外貯蔵場所指示書記載事項変更届

火薬庫外貯蔵場所の指示を受けた者は指示書の記載事項(住所、氏名、種類(※)、数量(※)、期間(※))に変更があった場合は届出が必要です。

※当初指示より少なく(短く)なる場合に限ります。

以下の書類が必要です。(提出部数：2部)

(1)火薬庫外貯蔵場所指示書変更届(県細則様式)

(2)変更を証する書面

## 9 廃止届等

○火薬庫を廃止したとき

火薬庫を廃止したときは届出が必要です。

以下の書類が必要です。(提出部数：3部)

火薬庫廃止届(県細則様式)

○火薬庫を休止したとき

火薬庫を休止したときは届出が必要です。

以下の書類が必要です。(提出部数：2部)

火薬庫休止届

○火薬庫外貯蔵場所を廃止したとき

火薬庫外貯蔵場所を廃止したときは届出が必要です。

以下の書類が必要です。(提出部数：2部)

火薬庫外貯蔵場所廃止届(県細則様式)